

新潟市教育委員会 平成31年3月 定例会会議録

日時	平成31年3月14日(木) 午後2時30分			
場所	白山浦庁舎5号棟3階 教育会議室1			
教育長	前田 秀子			
出席委員 (8名)	佐藤 久栄		出席委員	山倉 茂美
	沢野 千英子			小野沢 裕子
	上田 晋三			市嶋 洋介
	田中 賢一		欠席委員	
	渡邊 節子			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (18名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	高居 和夫	学校支援課長	齋藤 純一
	教育次長	古俣 泰規	生涯学習 センター所長	枝並 素子
	教育総務課長	渡邊 剛	中央公民館長	浅間 直美
	学務課長	高橋 光久	中央図書館長	大井 夫美子
	施設課長	小関 洋	教育総務課 課長補佐	佐藤 夏樹
	保健給食課長	坂井 玲子	教育総務課 教育政策室	牧 弘樹
	地域教育推進 課長	緒方 猛	教育総務課係長	桑原 勝俊
	学校人事課長	池田 浩	教育総務課主査	曾我 広人
	教育職員課長	浅間 孝之		
総合教育 センター所長	小川 裕一			
他部署 出席者(0名)				

開会	時刻	午後2時30分
	宣言者	教育長
付議事件 (9件)	議案番号	件名
	議案第28号	事務局職員の人事措置について
	議案第29号	新潟市公民館条例施行規則の一部改正について
	議案第30号	新潟市教育委員会組織規則の一部改正について
	議案第31号	新潟市教育財産管理規則の一部改正について
	議案第32号	新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程の制定について
	議案第33号	新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について
	議案第34号	新潟市教育職員の勤務時間, 休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
	議案第35号	事務局及び機関の長の人事について
	議案第36号	市立学校園の校園長の人事について
報告 (4件)	教職員住宅の廃止について	
	新潟市教育ビジョン第4期実施計画の策定について	
	第2次多忙化解消行動計画の取組について	
	指導が不適切な教職員に関する委員会報告について	

第1 開会宣言

○教育長

(午後2時30分 開会を宣言)

ただいまより、3月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者は来ておりません。なお、会議中に、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありましたら、非公開とされるものを除き、これを許可することに御異議ありませんでしょうか。よろしければ、許可することで決定します。

では、そのように決定します。

第1-2 会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に小野沢委員及び市嶋委員を指名します。

第2 非公開審議の確認

○教育長

これより付議事件・報告案件の審議に入りますが、このたびの議案第28号および議案第35号、議案第36号については人事案件であること、また、報告案件の指導が不適切な教職員に関する委員会報告についても、個人情報が含まれていることから、いずれも非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。よろしければ、非公開案件として、審議をいたします。では公開案件の終了後、非公開案件として再開し、審議をいたします。

第3 付議事件(非公開)

○教育長

これより定例会を非公開とし、付議事件に入ります。

(非公開案件審議)

議案第28号 事務局職員の人事措置について → 承認

○教育長

会議の途中ですが、議案第29号を諮る前に、会議を一次中断し、一部職員の退室と各所属長、傍聴人、報道が入室しますので少々お待ち下さい。

(一部職員 退室、各所属長・傍聴人・報道 入室)

第3-2 付議事件(公開)

○教育長

では、これより会議を再開します。

議案第29号 新潟市公民館条例施行規則の一部改正について、中央公民館から説明をお願いします。

○中央公民館長

施行規則の一部改正の説明に入る前に、今回ご説明する趣旨について少し補足をさせていただきたいと思いますので、付議の5ページをご覧ください。資料の左上に白根公民館、白根学習館とありますが、改正の対象となるこの施設は社会教育団体が利用する場合は白根地区公民館、個人や企業でご利用いただく場合は白根学習館という同じ施設で二つの利用形態を持っています。

この施設の中にありまして、今回、改正の対象である写真のラスペックホール、これは現在白根学習館として利用していただく場合、つまり個

人や企業でご利用いただく場合は12か月前から受付を開始しておりますが、公民館として利用する場合は公民館の他の部屋と同じように2か月前から予約を受け付けており、同じホールの受付開始時期が利用者の立場で異なっております。

それでは、付議の2ページにお戻りください。中ほどの改正理由というところをご覧ください。3行目からになります。505席を有するホールを2か月前の利用受付では、広報など準備期間が短いことなど不都合が生じていたことから、公民館利用者の利便向上を図ることを目的に公民館としての利用受付開始日を2か月前から12か月前に変更するというものです。施行期日は平成31年4月1日からしております。

規則の改正案につきましては、付議3ページに記載のとおりです。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。特にございませんでしょうか。それでは、議案第29号については承認してよろしいでしょうか。では、そのように決定します。

次に、議案第30号、議案第31号、議案第32号については、総務関連の規則、規程のため一括して審議したいと思います。教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第30号から第32号まで一括して審議をお願いいたします。まず、第30号ですが、付議の6ページをご覧ください。

新潟市教育委員会組織規則の一部改正については、この平成31年4月1日付けの組織改正により、教育委員会事務局の一部の課において係制を廃止し、グループ制に移行することに伴い所要の改正を行うものです。

このグループ制というのは、これまで、係は課があつて課のもとに係があるということが従前のスタイルですが、その係を廃止し、より係間の人員の配置などが流動的にできるような、課内において柔軟に対応ができるような形にするために、グループ制という形をとり、業務の判断や多寡というものを所属の中で一層、調整を行いやすくしていけるような形ができるという制度です。あるいは、課長が担当に直接業務指示を送ることができたりするなど、そのような形でのメリットがあるということで、現在、市長部局で導入されておりますが、我々のほうでも今回本格的に取り組むを進めるということです。

資料の付議の9ページをご覧くださいますと今回のその改正内容が記載されております。例えば、教育総務課ですと、従前、決算次年度までは総務係というものがあるのですが、ここをグループ制に移行するというので、右側の平成31年度のところを見ますとその係がなくなっております、教育総務課では従前総務係が担っていた業務も行うのですが、グループ制の中で取り入れていくということです。

同じように、学務課につきましても学務係、経理係という形で分かれていましたが、新年度からは学務課の中にグループという緩やかな分断、

部分断は行いますが、一つの学務課の中において、これまで職員が行ってきた業務を柔軟に対応していくという改善が図られます。同様に施設課、教職員課のいずれもそのような改正を行うということです。以上が組織規則の一部改正の内容です。

次に、教育財産管理規則の一部改正についてです。付議の10ページをご覧ください。こちらについては、事務的な部分での市長部局との調整、そのような形での規則の改正ということになります。

一つ目の改善内容として、毎年度の教育財産の現在高、今どれくらい教育財産があるかといったデータについて、翌年度の5月20日までに財産活用課に通知しなければならないとしていたのですが、現在は、その管理が財産活用課のシステムで統一的に管理されているため、そのシステムによって財産活用課ではすでに、常時把握できるような状況になっております。そのため、現在は特に現在高報告といったものが必要ではないのですが、まだこの規則上残っていたため、ある種不要な、省略できる事業について削除していきたいということで今回改正をさせていただくものです。

併せまして、2の改正内容のところをご覧くださいますと、二つ目が、使用許可の範囲に隣接する土地の所有者又は利用者がその土地を利用するため使用させることがやむをえないと認めるとき、というのは、市長部局の公有財産規則には使用許可の範囲の中にこういった場合も認めますということが既に記載あるいは規定されているのですが、教育財産管理規則にはこれまで定めがなかったため、市長部局と合わせるということで、記載を追加するということです。

三つ目の光熱費負担についても、免除する場合のただし書き、これも市長部局の公有財産規則には入っているものについて、教育財産についても制度的に揃えるため、この改正において行うということです。

四つ目は教育施設管理の管理者の定義に文化財センターを加えるということです。これについては、平成30年4月1日付けの組織改正で文化財センターが課長級機関だったものが補佐級の機関に位置づけが変わったのですが、規則に反映させていなかったため、改正するものです。

最後の改正点については文言の修正になります。以上、5点を一括して、教育財産管理規則の改正ということで挙げさせていただいているところです。

次に、議案第32号 新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程の制定についてです。付議の14ページです。従前、新潟市教育委員会電子計算機処理管理運営規程といったものがあり、これによってICT業務の管理体制については規定されていたところですが、このたび、市長部局のICT政策課が所管になりますが、そちらでICT業務プロセスの見直しの厳格化、そしてICT活用推進対策の再構築、ICT業務

の最適化推進などのために関係規程を再編し、「新潟市電子計算機処理管理運営規程」を廃止して、「新潟市情報通信技術の活用に関する規程」をこのたび新規に制定するということになりました。そして、それに合わせまして教育委員会においても、同規程を例にしているため、新たに新規整理するということです。

以上3件、いずれも施行期日は平成31年4月1日からとしておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

○上田委員 組織改正内容ですが、グループ化しても業務は支障がないという話だったのですが、課に携わる人数の増減というものはどうなのでしょう。

○教育総務課長 現在、正に人事の最終調整を行っているところです。今後、その組織の中身といいますか、人員については正式に発表されていくということです。やはり、業務の必要なところには、我々としても増員要求を出してお願いをしているところです。

現時点では調整中と答えさせていただくことになります。

○上田委員 人件費削減のためだけのものになってほしくないと思います。よろしくお願いいたします。

○田中委員 組織改正について、グループ制というと今まで係員と呼んでいたのが、グループメンバーといった呼称になるのでしょうか。

○教育総務課長 呼び方は特に決まっていません。係ではないので、グループ以外に班という言い方をする部署はあります。そこは課、所属に任されているところです。

○田中委員 そうすると、係長というものはなくなるのですか。

○教育総務課長 係長に相当する職員はおります。

○田中委員 何とお呼びすればよいですか。

○教育総務課長 これまでにグループ制を導入している部署ですと、関係的にやはり係長と言っているようです。正式に言いますと主査(係長相当)というような、あるいは主幹です。主幹も係長職を兼ねているとあります。

○田中委員 このグループ制は、例えば施設課でいうと三つの係があり、それを一緒に一つのグループにして、より柔軟にいろいろな対応ができるようにということは大変よく分かるのですが、教育総務課は係が1つしかないのですけれども、どういうことなのか。

○教育総務課長 今は課長と担当との間に係長がおりますが、現状としても、課長から係の担当に直接指示をすることというのが最近増えてきていると思います。業務の内容によって、迅速な対応が必要な場合もあり、そういう意味では、ある程度実態に即した形で、課長の特命を受けられるような形に組織を直していくという考えです。

これまでも実際、例えば係長を飛び越して担当者をお願いすることが

ありましたが、組織上は係長を通して指示をするのが正式なやり方なのです。それが時代のスピード感にそぐわなくなってきたということもあると思います。そのため、組織上もより実態に合わせて見直させていただきました。

したがって、引き続き現在の係長職である桑原主幹は、主幹としての立場であるいは係長相当の主査としてのポストを担っていくこととなります。

○田中委員 そうすると、それぞれの課の動きがよりスピーディになり、課長のいろいろな考えや指示を係員に伝え、役割分担的な部分がもっと柔軟に対応していけるという、そのようなことでしょうか。

○教育総務課長 複数の係からグループ制に移行すれば、例えば年間の繁忙期等が係ごとに違う場合がありますが、そのような場合に業務のある程度の融通をこれまでより課長の判断・裁量で行いやすくなります。

○佐藤委員 今の話を聞いている中で、やはり私たち民間でも同じようなことがあって、最近、有給休暇の積極的取得や働き方改革の中で、当然、これから休暇の取得を進めていく中で、休暇中の人の仕事を補完するという意味もあり、やはり1人がいろいろなことができる他の効果を目指していて、我々はそういう取り組みを進めているのですが、おそらくそのようなところにも、今回の組織改編というのは効果が出てくるだろうと感じていますので賛成です。

○教育総務課長 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第30号、議案第31号、議案第32号については承認してよろしいでしょうか。では、そのように決定します。

次に、議案第33号、議案第34号については、学校及び教職員関連の規則のため、これも一括して審議したいと思います。学校人事課から説明をお願いします。

○学校人事課長 学校人事課所管の規則改正について、一括して説明します。

はじめに、新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正についてです。資料、付議18ページをご覧ください。改正理由と改正内容ですが、市立学校において主幹を配置する必要があるため、また市立特別支援学校において図書館司書を配置する必要があるため、これらを可能とする改正を行うものです。

実際には、平成29年度から特別支援学校には非常勤の図書館司書を配置していますが、当該規則は正規職員について規定しているので規則に載せていませんでしたが、今後、正規の図書館司書を配置する可能性もあるので、今回併せて改正することとしました。

また、校園長の年次有給休暇及び特別休暇の取得促進ならびに事務の簡素化のため、校園長自らの先決でこれらの休暇を取得できるよう、併せて改正を行います。施行期日は4月1日としています。

次に、新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてです。資料、付議21ページをご覧ください。改正理由については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う労働基準法の一部改正により、時間外労働の上限規制等が導入されることになりました。国は、この改正を踏まえ国家公務員の超過勤務命令の上限を人事員規則で定め、地方公務員についても同様の措置を講じるよう通知を出したところですが、これにより、市長部局では、教育職員以外を対象とした職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正し、超過勤務命令の上限時間を定めるための委任規定を設け、同条例施行規則において具体的な超過勤務命令の上限を定めることとしています。

教育職員においても、いわゆる超勤4項目に従事する場合は時間外勤務を命ずることがあることから、教育職員以外の職員と同様に時間外勤務命令の具体的な上限等を設定するための改正を行うものです。改正内容については、時間外勤務命令の上限2時間を1か月45時間以下、1年に月360時間以下を原則とし、それを超える見込みの場合は教育委員会と協議のうえ、1か月100時間未満、2か月から6か月までの平均で80時間以下、1年について720時間以下を満たす時間を設定することができることとしています。ただし、1か月月45時間を超えて超過勤務を命ずることができる月数は、1年について6か月以内としています。上限時間の特例としては、大規模な災害への対応と突発的に対応が必要になった事案に対する職員に対しては、上記の上限時間を超えて命ずることができることとしています。

また、上限時間を超えて命じた場合は要因の整理、分析及び検証を行うこととします。施行期日は4月1日です。なお、この改正についてはよりよい運用に向けて、職員組合と協議をさせてもらっているところです。説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明にご意見ご質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

○田中委員 付議19ページの附則の上に、第55条の3第2項中「介助員」を「図書館司書」に改めるとあります。裏側、付議20ページの下のほうを見ると、今までの現行の介助員から図書館司書と置き換わっていますが、これは形のうえでは置き換えるというように見えますが、介助員そのものは改正案のその他必要な職員に含まれるということなののでしょうか。

○学校人事課長 東特別支援学校において、平成23年度まで正規職員としての介助員が配置されていたための規定が残っていました。平成24年度以降、正規職員としての介助員の在籍はなく、また平成29年度から職名も特別支援教育支援員に変更となっているので、その実態に合わせての改正になります。

○田中委員 介助員の配置は、なくなっていたということですね。

○教育長 ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第33号議案第34号については承認することとしてよろしいでしょうか。では、そのように決定します。

第4 報告(公開)

○教育長 次に、議案第35号、議案第36号 については、非公開での審議となるため、報告案件に移ります。

はじめに、教職員住宅の廃止について、教育職員課より説明をお願いします。

○教職員課長 教育職員課より説明します。資料の報告1ページをご覧ください。私からは教職員住宅の廃止について、ご報告いたします。

現在、本市は南区月潟と西蒲区の中之口の2か所に教職員住宅を設置しております。いずれも平成17年の広域合併で本市が引き継いだものです。住宅の概要については、資料に記載のとおりです。

新潟県の教職員の人事異動は県全域におよぶため、県内市町村の多くは福利厚生の一環として、教職員住宅を設置しております。本市もかつては、今以上の教職員住宅を運営しておりましたが、入居者の減少や建物の老朽化で順次廃止を進めてきました。その中でも継続的に入居者のあった現在の2か所の教職員住宅も平成29年度以降、入居者がいない状態が続いておりました。

さらに、昨年度の権限移譲で本市教職員の広域的な人事異動がなくなったことを踏まえ、その役割を終えたと判断し、本年度をもってこの二つの教職員住宅を正式に廃止することといたしました。

今後は、市長部局の財産活用課で、売却を含めてこの跡地の利活用を検討することとなりますが、新しい用途が決定するまでは引き続き当該が物件の管理を行ってまいります。なお、次ページには、各教職員住宅の一部や外観を掲載しておりますので参考にしてください。

○教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。特にございませんでしょうか。それでは、この件については以上とします。

次に、新潟市教育ビジョン第4期実施計画の策定について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長 新潟市教育ビジョン第4期実施計画策定について、ご説明いたします。

はじめに、新潟市教育ビジョンアンケートの結果についてです。資料は報告11ページ、A3の報告書をご覧ください。こちらのアンケートについては、12月の定例会でも説明しましたとおり、平成30年の12月17日から平成31年の1月11日までの間に、第3期のアンケートを上回る2,852の回答を得ました。結果は、ご覧のとおりです。

全体の傾向としましては、「いじめ・不登校を生まない環境づくり」や「子どもの自尊感情を高める教育の推進」など、子どもたちが安心して学

校生活を送れるようにしてほしいところに多くの要望がありました。特に要望の高い項目は、これから説明する五つの視点の中に位置付け、重点として取り組んでまいりました。また、それ以外の項目についても、施策や事業に関連づけて取り組んでいくこととしています。

次に、報告の4ページ、計画の概要をご覧ください。この資料は、第3期の実施計画の冊子にならった形でまとめています。この中で、第4期実施計画の中心的な考え方について記述している7から9ページについて説明をいたします。

第4期の実施計画では新しい試みとして、中心的な考え方を端的に明記し、取組みの方向性を示したいと考えております。これは、本市が一丸となって第4期実施計画の取組みを進められるようにするためです。また、中心的な考え方をスローガンのように表現することで心に残る実施計画にするためです。これまで、教育ビジョン推進本部会議や推進委員会で、委員の皆さまそれぞれの立場からご意見をいただき、策定を進めてまいりました。

その中ほどに四角で囲んだ部分、「これからの社会をたくましく生き抜く力の育成～学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり～」とあります、こちらが中心的な考え方です。これまで、本市が培ってきた、学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくりの仕組みを生かしながら、これからの社会をたくましく生き抜く力の育成を進めようというものです。考え方の中で説明しておりますが、これからの社会の定義と本市の課題を挙げ、これからの社会で主体的に物事を成し遂げることができる人材の育成の重要性を述べております。また、「たくましく生き抜く力」の定義を学校教育と生涯学習とで分けて説明しています。

下の表をご覧ください。現在の第3期の実施計画であるNEXT&NEWに代わる項目としまして、五つの視点を提示いたします。

まず、中心的な考え方に直接つながる視点として、本市の教育を推進する三つの視点です。一つ目にこれからの社会で自信をもって自己実現していけるものを育てます。二つ目に学びの循環による人づくり、地域づくりを進めます。三つ目に地域と一体となった学校づくりを進めます。さらに、学びの基盤を固める二つの視点を提示しております。報告8ページをご覧ください。第4期の計画の考え方を図で示したものがあります。その下には、視点について詳しく説明しております。

一つ目の視点、「これからの社会で自信を持って自己実現をしていける子供を育てます。」については、主に学校教育を念頭においた視点となっております。主体的に物事を成し遂げるために、自己肯定感を育てることを重視します。そして、若者が他者からどう見られているかということだけでなく、自分の取組みを振り返り成長を実感することで自信を持てるよう、あえて自己有用感ではなくて自己肯定感を高めていく形、考え方です。

これまでの学校教育では、子どもの学習活動の中で認め合いを重視し、子どもの自己肯定感を高めるように努力してきましたが、第4期実施計画では子どもの失敗を大切に、さまざまなことに挑戦し続ける体験を通して、失敗しても大丈夫だということに気づかせて、自分の成長を実感させることで自己肯定感を高めるという取組みを進めるというものです。そして、心情面の取組みに加え、これからの社会で重要になるコミュニケーション能力の育成を挙げ、それを重点としました。

二つ目の視点は、「学びの循環による人づくり、地域づくりを進めます。」です。こちらは主に生涯学習を念頭においた重点です。人生100年時代において、だれもがいくつになっても何度でも学ぶことができる環境を整え、そして新たな自分を発見したり機会を見つけたりできるようにしていくことです。ここでも、やり直しのきく優しい新潟市を目指していくということが記載してあります。また、学びの循環を通じて人づくりや地域づくりを進めることで、一人ひとりの自己実現と地域の発展を目指すとしております。

そして、三つ目の視点は、「地域と一体となった学校づくりを進めます。」です。学校が地域づくりの核とならなければならない時代になっているという状況で、本市ではパートナーシップ事業を通じて、学校教育に対して地域が協力する体制ができあがっていると思いますが、この体制をさらに生かしながら今後、学校と地域が課題を共有してウインウインの関係をつくることでそれを構築できるようにコミュニティスクールの取組みを今後進めてまいります。そして、学校にとっても、地域にとってもさまざまな計画をもたらす大きな取組みになることですので、これも視点の一つとして数えていきたいところです。中心的な考え方、三つの考え方についての説明は以上です。

今後の策定作業については、資料はまだご用意できておりませんが、この中心的な考え方とアンケートの結果も踏まえ、今後、施策の見直しを実施していくこととなります。取組みの重点化や働き方改革の観点から、現在の第3期全施策数から2割程度減らすような形で集約を行うなど、検討してまいります。

また、この7月にはパブリックコメントを実施します。そして、第4期実施計画の概要と施策の説明を行い、よく、市民の皆さんから意見を求めることとしております。そして、7月以降については、パブリックコメントの結果、いただいた意見を参考にしながら、その後事業や評価の指標の策定に入っていくということで、新年度の1年をかけて作業を進めてまいります。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

○渡邊委員

2点質問をお願いします。1点目はアンケートに回答いただいた方が二千何百人ということですが、そのアンケートに答えた方がどんな回答

を、また、実際の子育て中の方など、そのような方からの意見がアンケートの結果にたくさん含まれているのか教えてください。

もう1点は、今のお話の中で「学びの循環による人づくり、地域づくり」のところで、やり直しのきく優しい新潟市というキャッチフレーズがあったのですが、それについてもう少し教えてください。

○教育総務課長

一つ目の回答の属性については、幼児、児童あるいは生徒の保護者が34パーセント、公民館や図書館などを利用している市民の方が21パーセント、公民館、図書館の関係者が6パーセント、教職員が28パーセント、教育委員会の職員が11パーセントとなっております。

二つ目の理念的な部分については、担当である牧から、説明させていただきます。

○牧副参事

学校教育においては、子供たちのいろいろな発想の過程において、認め合う、そして褒めることをものすごく大事にしています。しかし、総合教育センターが行っているアンケートを見ますと、小中学生は友達や地域の方に褒められる経験をたくさんしているという意識があるのですが、それにもかかわらず年が進むにつれ、自分にはより良いところがあるという認識がだんだん下がってくるという傾向があるのです。褒められる経験をしているという認識はずっと一定です。

そのため、ただやったことに対して褒めるという受け入れではやはり足りない。では何が足りないのかと考えたときに、自分の成長を自分で自覚するということが大事ではないかと。失敗しても、その中で自分がこう変わってきたのだということを授業やさまざまな活動を通して経験させ、振り返らせることによって、褒めることと自分への振り返りを両方やることによって、子どもは自分への自信を高めていけるのではないかと。そういう考え方でまとめまして、これからの施策事業の中で生かしていきたいと考えています。

○渡邊委員

ありがとうございます。2点目の学びの循環による人づくりでお話があった、やり直しのきく優しい新潟市ということについて、教えてください。

○牧副参事

社会教育になりますが、いろいろな場をまず用意することと、一つの活動をやっていく中で、あるサークル、普通にやってきたのだけれども、そこで何かうまくいかなかったとか一区切りついたというときに、まだまだとほかにもいろいろな窓口が用意されていて、もう1回ほかの場所でもまた活躍ができて新しい自分に気がつくというような、失敗に限らず、一区切りついたらそこで終わりではなくて、また次が生まれるような意欲が持てるような環境づくりを整えていこうということが、考え方になっています。

○渡邊委員

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

ほかにはいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。では、この件については以上とします。

次に、第2次多忙化解消行動計画の取組みについて、学校人事課か

ら説明をお願いします。

○学校人事課長

第2次多忙化解消行動計画の進捗状況等について、平成30年3月に行動計画を策定し1年ほど経ちましたので、教育委員の皆さまに報告させていただきます。教育委員の皆さまにおかれましては、新潟市小中学校PTA連合会との懇談等においてもご理解とご支援をいただいているところですが、本日は報告12ページの資料、またリーフレット等をもとにご報告をさせていただきます。

私どもの進めている第2次多忙化解消行動計画、いくつかポイントがありますが、教育委員会や学校園が一体となって取り組んでいく、連携していくということを大事にまいりました。お手元の報告書の1、実施状況にも書きましたが、校長会、市P連、それから地域コミュニティとの会、そしてさまざまな職種の代表とする方を呼んで、多忙化解消検討会議を行ったり、また、教育委員会内でもワーキング会議を開き、各課横断的に、自分たちの中だけでは気づかない視点を共有化しながら学校現場の働き方改革に取り組んでまいりました。

一方、文科省の多忙化解消加速事業の予算を使い、スクールロイヤー制度を構築し、運用を始め、重大案件へと発展する前にダイレクト相談といって、教育委員会などを通さずに弁護士と学校がダイレクトに相談できる体制を整えるなど、さまざまな面で単に時間外勤務の時間を縮減するだけではなく、重大案件となる前に未然に防いだり、さまざまなサポート体制を整えたりすることで働き方改革、多忙化解消に取り組んでまいりました。

13ページをご覧ください。行動計画の指標としては、2成果(指標)のところ、月当たりの時間外勤務時間の平均が45時間以下の教職員を増やす、年当たり14日以上年次有給休暇を取得する教職員を増やす、指標としてはこの二つを掲げ(1)に表を二つ載せましたが、上が平成30年度、今年度の2月までの平均の時間外勤務の状況、下の表が、昨年度の実績になります。例えば100時間以上の職員の割合は昨年度ですと4.4パーセントいた割合が、今年度は2.1パーセントに下がったり、45時間以下の割合が昨年度は60パーセントほどいたものが現在は63.3パーセントとわずかではありますが、長く働いている人が減って、勤務時間が短くなっている方が増えてきているという、少しずつですが改善の数値が出てきています。

(2)年次有給休暇の取得については、まだ年度途中ですので最終的に14日以上取得する教職員の数字は出ていませんが、例年の同時期に比べると年休の取得も進んでいるということが統計上の一角では出ています。その背景には休暇促進日を設けたり、学校閉庁日をその年のカレンダーに合わせて設定したりということで、休めるときには休んで良いという意識改革を含めて、現場の意識は変わってきていると捉えています。しかし、今後の取組みの中でもクリアしていかなければいけないこ

と、まだまだ改善すべき点、できる点、業務の重なり等については教育委員会内でも努力する必要があると考えておりますし、また、スクールロイヤー制度の発展的な形、新潟市らしい、よりよい形を次年度以降もつくっていきたいと考えています。

お手元にお配りした新潟市働き方改革リーフレット、これはまだ初稿の段階ですが、開いていただくと今ほども報告しました勤務状況、そして、新潟市の特徴としてはその状況をさまざまな立場の人が支えていますということを紹介し広げていただくと。ピンク色のところが教育委員会で行っているところ、グリーンのところが学校園で行っているところ、それぞれがしっかりと取り組んでいますということ示しております。

このリーフレットについては、新年度に入りましたら全学校園の保護者に家庭数配布して、やはり教育委員会の取組み、学校の取組みを理解いただきたいと考えています。裏表紙については、Q&Aということではなかなか実態が分かりにくいようなところをQ&Aの形で分かりやすくしたり、また教育長の言葉も書いて、目指しているものということを啓発、理解を促進していきたいと考えています。電話対応等について、これまで時間をかけて取り組んでまいりましたが、学校支援課も非常に時間をかけて丁寧に取り組んでいただきましたので、このリーフレットにはさまざまな場面を通して、今後、継続的に啓発それから理解を促していくことを進めていきたいと考えています。

○教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

○佐藤委員 取り組み出して、まだそれほど経たない期間の中でも、少しずつ実績が出ているということで素晴らしい成果だと思っています。

その成果の一端として、今回このリーフレットを作って保護者の皆さんに配布されるということですが、やはり一般の方にも情報発信していかなければいけないと思います。印刷すればそれだけコストもかかりますが、周知方法について、何かしらほかの方法での情報発信を考えているのでしょうか。

○学校人事課長 市報や区だよりなど、やはりメディアを使った発信をする必要があると考えています。まず、伝えたい人は保護者、それから地域の方ということですが、広く一般の市民の皆さまにということとは、考えていきたいとは思いますが、具体的にいつということはまだありません。

○佐藤委員 他都市と比べ、随分先進的に取り組んでいると思うので、ぜひ、どんどん情報発信してほしいと思います。

○学校人事課長 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田中委員 時間外の電話対応について、素晴らしい決意のある思いで書かれたのだらうと思うのですが、例えば保護者の立場で読んだときに、緊急の場合はどうしたらよいのかという思いがあったりするのではないかと思います。

ますが、そういう場合はどうするのですか。

○学校支援課長

その点については、これまでの検討の過程でも何度も議論にあがったところですが、今まで学校の先生が、例えば命に関わることであるとか、中学校であれば家を出したというようなときに、勤務時間を超えて担任の先生に連絡をとって、場合によっては一緒に探したりとか、何もできなくても現場に駆けつけたりということはあったかと思いますが、そのために、例えば電話番号を公開するであるとか、とにかく学校に行き何とかがしてもらおうということの意識改革が必要だと考え、もちろん場面を捉えて啓発や情報は流す必要があると思いますが、基本的には命に関わるようなことについては警察や救急の対応と考えております。

ただし、そこで学生とか生徒にかかわるようなものについては、教育委員会から警察にあらかじめ連携を取れるというシステムをつくっておいて、警察から教育委員会に連絡がくる、すると教育委員会が学校に実は生徒や児童にこういうことが起きていると連絡を行うなど、警察や消防ともしっかりとパイプをつくって教育委員会との連携を高め、そこから学校に介する形をとっていきたいと考えております。それをしっかりと構築することによって、常に学校が情報や状況の最前線に立たなくてもよくなるような形を考えています。

○田中委員

ご説明いただいたところが、この文面からだけでは十分読み取れないところがありますので、おそらくいろいろな、例えばPTA総会等で話しが出ていたのだらうと思いますが、その辺の連携をしっかりと図っていきますから心配ありませんということが保護者に伝わるような形でもっていただければありがたいと思います。

○学校人事課長

これを出して終わりではなくて、繰り返し啓発していきたいと思います。

○教育長

ほかにいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。それでは、この件については以上とします。

次に、指導が不適切な教職員に関する委員会報告については非公開での報告になります。

第5 次回日程

○教育長

続きまして、次回の日程について教育総務課からお願いします。

○教育総務課長

次回の日程です。4月につきましては、4月19日(金)午後3時30分から、5月につきましては、5月30日(金)午後3時30分から定例会を予定しております。

第6 定例会一時閉会・公開終了

○教育長

以上で公開案件を終了します。これより定例会を非公開といたします。傍聴人・報道はご退席ください。

第7 定例会(非公開) 付議事件・報告

(非公開案件審議・報告)

議案第35号 事務局及び機関の長の人事について → 承認

議案第36号 市立学校園の校園長の人事について → 承認

報告 指導が不適切な教職員に関する委員会報告について報告した

第8 定例会閉会

○教育長 以上で定例会を閉会します。

退任委員あいさつ

○教育長 本日は以上で終了となりますが、沢野委員が今月末をもって退任されます。沢野委員におかれましては、平成23年4月より8年間、本市の教育の振興と発展に大いに貢献いただきました。定例会へのご出席は本日が最後となります。沢野委員より、退任のごあいさつをお願いいたします。

○沢野委員 ありがとうございます。本当に8年間という長い間ありがとうございました。特に後半は、皆さまのあたたかいお心遣いとお支援によって、何とか8年務めさせていただくことができました。どのくらいお役に立てたかは自分では分からないのですが、一生懸命やらせていただきました。

そして、この8年間は私の人生にとってとても貴重なときとなりました。大変、教育行政というものを勉強させていただきましたし、触れなければ分からないことなど多くの、とても貴重な体験をさせていただきました。

これからは、一市民としまして、自分の居場所で自分のできることで新潟の教育を応援していきたいと思っております。

本当に長い間ありがとうございました。

○教育長 沢野委員、長い間、ありがとうございました。

(教員委員、事務局職員一同拍手。花束贈呈)

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

小野沢裕子

署名委員

市嶋洋介